

## 練馬区第 4 次一般廃棄物処理基本計画（案）について

練馬区第 4 次一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条と、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例第 18 条の規定に基づき、策定を進めてきた。

平成 28 年 11 月に素案を公表したのち、区民意見反映制度を経て、このたび、一廃計画（案）を策定したので報告する。

## 1 区民意見反映制度による意見と区の考え方

(1) 意見募集期間 平成 28 年 11 月 1 日～11 月 30 日

(2) 意見件数 3 件（3 名）

(3) 対応区分

・・・意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	0 件
・・・素案に趣旨を記載しているもの	1 件
・・・素案に記載はないが既に事業等で実施しているもの	2 件
・・・事業実施の際に検討するもの	0 件
・・・趣旨を反映できないもの	0 件
・・・その他上記以外のもの	0 件

(4) 寄せられた意見と区の考え方

	意見の要旨	区の考え方	対応区分
<b>取組 12 紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底</b>			
1	ごみの分別冊子があるが、この内容をもう少し要点をまとめて単純化させ、子どもでも高齢者の方でもわかりやすいチェック表のようなものがあるといいのではないか。	資源・ごみの分別の案内については、冊子のほかに、A 3 サイズに要点をまとめた簡易版を配布しています。 簡単で分かりやすい案内ができるよう、更なる工夫を重ねていきます。	
<b>取組 18 広報・PR 活動、環境学習の充実</b>			
2	環境学習について、保育園・小学校だけではなく、中学・高校とその年代に合った環境に対する学習の機会があった方が良く考えるが、今後そのような計画はあるのだろうか。	ごみの分別や出し方、リサイクルについて理解を深めるため、区立保育園や区立小学校全ての施設を対象とし、ふれあい環境学習を行っています。 また、中学校・高校など他の機関においても、すでに連携を図りながらふれあい環境学習を実施しています。	

	意見の要旨	区の考え方	対応区分
<b>取組 20 事業者活動の活性化への支援</b>			
3	事業者活動の優良事例を紹介し、表彰を行うのはどうか。	事業者が自らごみ減量やリサイクルに取り組んだ事例を表彰したり、他の事業者に紹介したりすることは、3Rを推進するうえで有効な方策だと考えています。 事業者活動の活性化につながるよう、支援のあり方を検討し取り組んでいきます。	

## 2 素案から案への主な変更点

頁	変更箇所	変更内容
<b>【本編】</b>		
<b>3 取り組むべき清掃・リサイクル事業の課題</b>		
8	グラフ 「世帯類型別の世帯割合の推移」 「住居形態別の世帯割合の推移」	平成 27 年の国勢調査結果を反映。
<b>取組 1 食品ロスの削減</b>		
16	本文 2 つ目の	「ごみとして捨てられる食品」という表現から、「利用されていない食品」という表現に変更。
16	本文 3 つ目の	「飲食店等に対しての情報提供や個別での呼びかけ」という表現から、「協力店制度などの仕組みづくりを検討」という具体的な表現に変更。
<b>取組 18 広報・PR 活動、環境学習の充実</b>		
22	本文 2 つ目の	小学生向けの環境学習用冊子「できることからはじめよう！」を活用している旨を追記。
<b>7 達成効果</b>		
24	ねり丸の吹き出し	達成効果をわかりやすく表現するため、食パン 1 枚分という身近なものを例示。
<b>【資料編】</b>		
30	グラフ 「人口の実績・将来推計」	平成 24 年から平成 28 年の各年 10 月 1 日時点の人口をもとに推計。
39	グラフ 「年間の年度別推計値」	

## 3 一廃計画（案）

資料 2 - 2 のとおり